

介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター居宅介護支援事業所

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人財団明理会が開設する介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター居宅介護支援事業所(以下、事業所)が行う指定居宅会議支援事業(以下、事業)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者等(以下、要介護者)に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 埼玉県草加市柿木町123番一2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1人 (常勤職員、介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員5人 (常勤職員5人、内1人は管理者と兼務)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月30日午後から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の提供方法、内容及び利用料)

第6条 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
 - ・第3条に規定する事業所内、及び介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター相談室2 (必要に応じて居宅訪問を実施)
- (2) 使用する課題分析票の種類
 - ・包括的自立支援プログラム
- (3) サービス担当者会議の開催場所
 - ・第3条に規定する事業所内、及び介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター相談室2 (必要に応じて居宅、入院・入所施設)
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度
 - ・少なくとも月1回以上
- (5) モニタリングの結果記録
 - ・月1回

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費に関しても徴収は行わないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域
草加市全域

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を尊重し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持をする。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団明理会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定に関する事項)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための措置、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生した場合はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね

6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

附 則

この規程は、平成17年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 7月15日から施行する。

この規程は、平成22年 8月 5日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 6月21日から施行する。

この規程は、平成25年 1月21日から施行する。

この規程は、平成27年12月21日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年11月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 2年11月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 5月14日から施行する。

この規定は、令和 4年 5月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年11月14日から施行する。

この規定は、令和 5年 6月21日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。